

第三十八回国会 参議院大蔵委員会会議録第二十八号

昭和三十六年五月三十日(火曜日)

午前十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君

理事 上林 忠次君 佐野 廣君 成瀬 幡治君

委員

青木 一男君 大谷 養雄君 岡崎 真一君 梶原 茂嘉君 堀見 俊二君 西川甚五郎君 林屋亀次郎君 堀 末治君 山本 米治君 大矢 正君 木村禧八郎君 戸叶 武君 永末 英一君 原島 宏治君 須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 大久保武雄君 大蔵省理財局長 西原 直廉君 事務局側 常任委員 木村常次郎君 会専門員

説明員

大蔵省主計 局主計官 宮崎 仁君 通商産業省企業 局工業用水課長 藤岡 大信君

運輸省港湾 局計画課長 宮崎 茂一君 自治省財政 局理財課長 佐々木喜久治君

本日の会議に付した案件 ○大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大竹平八郎君) ただいまから委員会を開きます。

大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案を議題といたします。

御質疑のある方は御発言願います。

○成瀬幡治君 最初に、私の方が勉強不足でございまして、実は「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず」ということがございまして、この「三条の規定」というのは、内容はどういふふうになっておりましたか。

○委員長(大竹平八郎君) なお申し上げませんが、ただいま政府側よりの出席者は西原理財局長、亀徳総務課長、堀込地方資金課長、通産省より藤岡工業用水課長、運輸省より宮崎港湾局計画課長が見えております。なお、自治省より佐々木理財課長が間もなく入る予定でございます。

○政府委員(西原直廉君) 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の第三条でございまして、これは「政府又は地方公共団体は、会社その他の

法人の債務については、保証契約をすることができない。但し大蔵大臣の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。」という規定でございます。

○成瀬幡治君 今までどういふふうの外債を借りました例というのは、何か関東大震災のときに東京都があるように承っておりますが、その辺はどうなっておりますか。

○政府委員(西原直廉君) 過去におきまして、地方の公共団体が外債を借りましたときに政府で保証いたしました例といたしましては、ただいまお話しのように、関東大震災のときと、戦前におきまして外債を発行しました最初は明治三十二年、これは神戸市の英貨債でございまして、二万五千ポンド、その次昭和二年に東京市の米貨債、これが二千万ドル発行いたしました。この間、東京市で五回、横浜で六回、大阪、京都市でそれぞれ二回、名古屋、神戸市一回、計十七回、明治三十二年から昭和二年まで十七回に及んでおります。これを起債地別に見ますと、英国が十二回、発行総額が千九百万ポンド、フランスが三回、これは発行総額一億五千万フラン、米國が二回ございまして、発行総額が四千万ドルになっております。戦後におきましては、今度計画されておりますものが地方公共団体の発行する外債としては初めてでございます。

○成瀬幡治君 提案理由によりまして、七百七十億のうち関係地方公共団

体が何か三百六十億ですか、そのうち九十億を本年度外債にとる、こういうふうなことになるわけですか。

○政府委員(西原直廉君) その通りでございます。

○成瀬幡治君 政府の予算の説明の9ページなんですが、この中に「地方債」というのがございまして、この中にこれは含まれておるとするならば、どこに含まれておるのか。

○政府委員(西原直廉君) ただいまお話しした地方債計画の中にはこれは含んでおりませんのでございまして。その後起こりましたこととございまして、地方債計画の中の数字には入っておりません。

○成瀬幡治君 この中に入っております、その後起こった問題だ、こういうふうなお話なんですが、ちょっとその点については私も実は納得し兼ねるわけなんです。というところは、こうした総合整備事業計画というよりなことは大阪からずでに出されておる問題であって、政府も私はある程度検討をされて、そして妥当であろうというふうなこととどういふことを認められておると思っております。従って、予算編成当時に全然話がないというところは、ちょっと想像ができないわけなんです。ずつと話がいったというふうに思っておりますが、その辺の事情を御説明願わないと、入っております、それはあとかから起きた問題だでは、どうも子供だましの御答弁のようにしか思えないわけですが、もう少し私は誠意のある、ほ

んとりの御答弁を願わなくちゃならないと思ふんです。

○政府委員(西原直廉君) これは総額として七百七十億に及ぶ計画でございます。非常に大きな金額でございます。そのうち、この計画にございまして支弁しなければならぬ。これだけの借入金ができるかどうか、非常な問題でございます。ただいまお話しのこと

いたしました、予算を作成いたします当時にございまして、予算がなかなかならぬ、ある程度どがつきまさんと、やはりこういう計画を具体化するということについては参らぬというところとございまして、予算案を提出いたしましたときにははつきりいたしませんものでございまして、地方債計画の中には計上できなかった。その後これが具体化して参りました、大体めどもついて参りましたので、この法律案としてお願

いますようにいたしましたわけでござい

ます。

そりいうような関係もございまして、この附則の第二項においてあれしてありますように、普通、三十六年度なんかで保証の限度をきめます場合には、予算案が大体作成できますときにきまっておりますと、通常の例としては予算案でこの保証限度というものをきめるようにお願いしておりますのでございましてけれども、そりいうような

関係がございましたので、予算総則でなく、この法律の附則で三十六年度における保証の限度をおきめ願うようなふうにお願ひしたわけでございませう。そういう事情でございませうので、何とぞ一つ御了承願ひたいと思ひます。

○成瀬輔治君 そうしますと、地方債の資金計画の中に入っておらぬとしますと、おのずからこれだけふえることになると思ひます。そういうふうに了承していいの、いや、総額はある程度きまっています。従つてその中から若干落とされていくというふうなの、あるいはまた大阪にはこの計画書を作られたときにはある数字を予定してお見えになると思ひます。そうしますと、大阪にはそれだけのものが、最初の計画を立てられたものがいくのか、九十億来るからというので減らして、それを他に回そうとしておられるのか、その辺のところを御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(西原直康君) 地方債計画といつたしましては、総額大体二千億といふのを三十六年度として計画しているわけでございませう。ただいま申し上げましたように、この大阪港及び堺港につきましても、この大阪港及び堺港のための起債計画といふものは、その後大体めどがついて参りました。これは全部外債によつて調達しよう、というふうな関係がございませうので、地方債計画として計上しております二千億といふものに手を触れない。従ひまして、この外債で調達できますようになりませうれば、この資金だけはワク外と申しますか、プラス・アルファということになるわけでございませう。従

いましてそういう関係から申しますと、二千億プラス九十億、二千九百億といふのが地方債としての計画と申しますか、そういう会計を持ち得るとすれば、そういうふうなことに申し上げられるんじゃないかと思ひます。

○成瀬輔治君 そうしますと、大阪にはプラス九十億外債分だけ行くのか、大阪に対しては資金計画を作るときにはまだ配分をきめてないのだからどうなるかわからないというふうなことになるか。ある程度の私たちは計画を立ててお見えになると思ひます。従つて、大阪は、あるいは大阪府はどういうふうになるのか。

○政府委員(西原直康君) 大阪府と市では、それぞれまた別の事業につきましての起債の必要とかあるいは計画がございませう。で、そういうものは関係なしに、この大阪港と堺港についての事業費の一部に充てるという意味でこの外債が計上されておりますから、これによつてその他の計画のための資金調達といふものに変更はないのでございませう。

○成瀬輔治君 こまかいことのようにですが、そうすると、この起債計画を立てられるときに、大阪港あるいは堺港に關しての起債といふものは予定してはなかつたのだ、それはあくまでも外債でまかなうのだと、こういうふうに了承していいわけですね。

○政府委員(西原直康君) 地方債計画の二千億といふものを計画いたしたときには、このたぐいまれな議題となつております大阪港及び堺港のこの事業費のための起債といふものは、その中には計画してありませんでした。従ひまして、これは別のものでもござい

ます。プラス・アルファになるわけでございませう。

○成瀬輔治君 そうしますと、何か総事業費が一千四百億、そのうち起債対象額は七百七十億円で、その七百七十億のうち三百六十億を外債でやるのだと。そうしますと、ここに約四百億といふものはどうしても地方債でまかなわなくてはならぬというふうなことで。そうすると、今年度外債のほか大阪港並びに堺港に対する起債はどのくらいあるのか。

○政府委員(西原直康君) 大阪港、堺港の事業計画といつたしましては、起債対象の計画、つまり三十六年度といつたしましては九十億円の外債で調達しようといふこの起債対象の計画は、事業費として総額七百七十億でございませう。この七百七十億のうち、まあ全事業といつたしましては約三百六十億を起債でまかない、その他は一般の収入とかあるいは村帯村属のいろいろな収入でまかなうといふことになっております。この三百六十億のうち三十六年度分が九十億でございませう。従ひまして、この起債の関係では、七百七十億分の起債の關係では、この外債外には起債の計画はございませう。あとは一般の収入とかその他の収入でまかなう。つまり、国内で地方債を起債して、それで調達するといふ計画はないわけではございませう。

○成瀬輔治君 どうも私は、まあ大阪の実情がよくわかりませんが、普通常識的に考えれば、少なくとも千四百四十億要るわけですね。従つて、そのうち七百七十億は起債対象事業であつて、その差額が一般の経費から投入されてくるものであつて、七百七十億は外債を

含めた起債対象であるといふふうに了承するわけなんです。だから、今年度かりに九十億の外債があつても、なお地方債といふものはないか、大阪はちよつと事業がやつていけぬじゃないかといふふうに思ひますが、ことしはつかない、しかし来年はつけるといふなら、また話は別になつてきます。

○政府委員(西原直康君) 大阪、堺港の総合整備計画といつたしましては、全体の事業は千四百四十億でございませう。これが二つに分かれて、ただいま御説明申し上げておりました起債対象計画、この分が七百七十億、それ以外に現在も実施されておられますが、別途の地方債計画といふのがございませう。この費用が三百六十九億、合計いたしまして千四百四十億になるわけでございます。この七百七十億の起債対象計画の事業につきましては、約三百六十億を外債をもつてまかないといふ計画になっておられますが、もう一つの三百六十九億、約三百七十億の別途に実施いたしております事業計画については、それぞれまた、今のお話のように、別に国内での起債の分も幾らかあるわけではございませう。そういう計画にはなつております。七百七十億の分につきましては、外債でそのうち三百五十八億でございませうか、これを外債でもつてまかないたいといふ計画になつておるわけではございませう。

○成瀬輔治君 まあ事の是非は別として、私は、大阪港あるいは堺港がどういふことが起こつてくるのではないかと、いふことが一応予想されると思ひます。あるいは、もうすでにどうい

うふうな計画があつて、あなたの方と事前折衝をされておるところがあるんじゃないか。あるいは政府はこういうものに対して相当思い切つて認めていこうとする方針なのか、その辺のところはどうなつておりましたら。

○政府委員(西原直康君) この大阪港及び堺港以外につきましても、あるいは各都道府県等で相当大きな事業をいたします場合に、外債を募集したいという御希望のところもあるかと存じます。ただ、ただいままでのところ、私ども直接にまだどういふ起債をしたいとかなんとかいふふうなふうには、そういう御交渉と申しますか、お話を承つておりませう。具体的にそういうお話が出て参りましたときに、それぞれの場合について考えなきゃならないと思ひます。そういうときに政府保証をするべきかどうか、その個々のケースにつきまして判断すべきだといふふうに思つておられます。

○成瀬輔治君 個々に出れば判断する。まああたりまえのことと思ひますが、普通何とかがあなたの方に……私はずいぶん勝手なことでも自治体がやるわけにはいかぬだろうと思ひます。その前に一つ、大体この外債はどのくらいの金利になるかですね、この金利の方を承つて、そうして——私は安いと思ひます。安ければ安い方が取つた方が得じゃないか。しかも、それを政府が保証してくれるなら、連帯責任でいくよりかなお簡単に政府がやってくれるならありがたいといふことだからといって、各自自治体がごんごんと出してきたら、なかなか大きな問題にもなつてくるんじゃないかといふふうにも思ひます。ですから、そう

いうような点で、出てくればケース
ケースによって処理していくのだとい
うお話もわからぬことはないわけです
が、しかし、その大阪も、名古屋もや
るわ、東京もやるわ、北九州もやっ
て、太平洋ベルト地帯が全部かかる
というようなことになれば、なかなか容
易な問題でもないと思えます。ですか
ら、その辺については私はある程度
めどというものがおのずからあると思
うのですが、その点が承りたかったか
ら最初に申したのですが、金利の問題
とあわせて、その辺のところを一つお
答え願います。

○政府委員(西原直康君) この大阪港

及び堺港の事業費の一部に充当いたし
ます外債が、マルク債を予定されてい
るそうでござりますが、どのくらいの
金利になるか、これは具体的に発行に
なりますときのドイツにおける金融市
場によってきまるわけでございます
ので、幾らになるかというところは、
ちよつと判断しかねるわけでありま
す、ドイツの金融市場の金利の情勢と
申しますか、そういうものはいろいろ
変化がござります。一九五九年中には
五分七、八厘あるいは九厘、あるい
はもう少し下ぐらいに下がりました。
昨年の末ごろには六分二、三厘を回っ
ているというふうな状況でございま
す。これはドイツにおけるドイツの内
国債の金利でござります。これが外国
債の場合に、一体どういふ場合に当
てはまるかどうか。ドイツといたしまし
ても、こういうような外国債を扱うこ
とはむしろ初めての例になるのじゃな
いかと思ひますので、そういうような
意味で、今後具体的に、ドイツにおけ
る金融情勢によって、発行が具体化さ

れるときに、どういふ金利になるか、
そのときにきまることとござります
が、過去のドイツにおける金利の、ド
イツの内国債の金利の情勢はそうい
うこととござります。

それから、各いろいろな地方公共団
体でも、割合に安く、そうして相当多
額に資金が調達できるということにな
れば、あるいはいろいろ希望が出て参
るのではなからうかと思ひます。先日
も、あるいは東京都の方でもそういう
ような御希望があるようなふうにも、
新聞などでも拝見いたしております。
そういうようなものがあるかと思ひま
すが、しかし、これもやはりなかなか
相手のあることとござります。こち
らが希望いたしましたし、それだけの
額がそう簡単に必ずしも調達できると
は限りません。また、相手方といたし
ましても、政府保証があれば、それで
は安心だということかと思ひますけれ
ども、発行するもの自体の財政状況と
か、いろいろなものが、やはり向こうと
しても、いろいろ検討と申しますか、
気にかけるわけと申します。そうい
うふうな点から、やはりこちらの事
情、それから向こうの事情その他がご
ざいまして、そう簡単に発行できると
いうことでもないのじゃなからうか
という希望はあるだらうと思ひます
けれども、そういうことで、先ほど申
し上げましたように、個々の具体的な
話につきましてはやはり検討さして
いただくが、一番いいのじゃなからうか
というふうな考えているわけでありま
す。

○成瀬権治君

自治体から見れば、大
体六分五厘かないし七分くらいになる
だらうと思ひます。一般の起債よりも金利

は安いわけですか、それから、むやみやた
らに市町村まで——町村までいくとは
思ひませんけれども、少なくとも府と
名のつくところ、あるいは大都市のよ
うなところは、やってもいいじゃない
かという希望が起きてくるだらうと思
ひます。空気が出てくるだらうと思ひ
ます。方議会からいっても、安い金利で借り
るなら非常に得だからというふうなこ
とで、起きてくると思ひます。それ
から、資金の需要から見ましても、最
近工場誘致の問題、あるいは土地造成
等の問題がござります。東京都でい
えば、オリンピックというふうなもの
を開いていくと、相当な金は資金量がい
ろいろなことに要るだらうと思ひ
ます。従つて、ある程度は、なる
ほど外債を募集するということにな
れば、外債の金融の情勢もあるだらう
し、しかし今までもそのですが、ホット
マネーが日本に相当流れ込んでい
る情勢のことはわかつておること
すから、私は募集を本気にやるなら
ば、ある程度出てくる可能性の方が強
いと思ひます。しかも、政府が保証
するということですから、いや、それ
はケース・バイ・ケースでやるのだとい
うふうな——そういうものが何かそこ
には緊急的なものがある、こういう
するときは許してもいいのだ、こう
いうときは一つ認めてもいいのだとい
うふうな何か基準というものが、あなた
の方になければならぬはずだと思ひ
ます。いや、それはケース・バイ・ケ
ースだとおっしゃれば、それまでです
けれども、相当私は、地方では、これが
国会を通りまして、大阪にこういう金
が入ったとすれば、地方自治体も非常
に関心を持つと思ひますから、もう少

し、こういう際ですから、私は明確に
そういう基準というものがあつたら
置いていただいた方が、地方自治体
に対して親切だと思ひます。重ねてこ
の点について御答弁願ひたい。

○政府委員(西原直康君)

先ほど申
上げましたドイツの金利の状況は、こ
れは応募者の利回りになるわけと
ござりますので、発行者といたしまし
ては、やはりそれ以外に相当程度の発行
費用が上に乗るわけと申します。
それから、外債の発行につきま
して、何と申しますか、基準と申しま
すか、政府保証を行なう場合とかなん
かの場合の基準はどうかという点で
ござりますけれども、まあ今後非常に起
こつてくるということになりますと、
明確にそういう基準をいたさなければ
ならぬと思ひますが、大体今まで考
えておりますものは、発行の目的であ
ります事業が、やはり何と申しま
すか、時宜を得た適切なものであるか
どうかというふうなことが、やはり一
つの問題として考えなければならぬ
というふうな思ひしております。それ
から、第二に、政府の方で元利保証
いたしましたことが、その外債の消化の促
進とか、あるいは発行条件をより有利
にするということに役に立つのかどう
かということも、判断の一つの材料
じゃないかと思ひます。
第三には、やはり外債を発行いたしま
す場合でも、ある程度、今のお話のよ
うに、合理的な条件ということが必要
じゃないかと思ひます。ホット・マ
ネーのなもので入つて参りますもの
は、割合に短期でござります。外債で
十五年とか十年というふうには必ずしも
限定すべきじゃないと思ひますけれど

も、ある程度その資金の使途から見ま
して合理的な条件のものじゃないと、
やはり工合が悪いのじゃなからうか。
そういうふうなことが、今後具体的に
外債を発行したいという希望が出て参
りましたときに、私どもとしてどう判
断すべきかということについての一つ
の基準にならうかというふうな思
ひます。

○成瀬権治君 私、政府は一つの所
得増進計画、いろいろな問題に基づ
て、今年度は九十億ですが、
これは来年どのくらいになるのか、あ
るいは再来年どのくらいになるのかと
いうことについて、一つ御説明願
ひたい。従つて、
そういう公共投資的なものに対して大
体投資規模を、外債まで含めてどの
くらいまで押さえていこうというふう
なめどがあると思ひます。そういうの
と関連して、それじゃ外債をどのくら
いの総額に押さえていかなければならぬ
か、国内でどのくらいだ、そうすると
外債はこのくらい規模になるのじゃ
ないかというふうな角度から、一つ御
答弁を願へたら、およそ中身がわか
ってくるのじゃないか。これじゃ、ど
うなるのか、さっぱりわからないので
す。次にたとえば名古屋が出す。大阪
が出した。みんな許可されるのか、ど
ういうふうになるのか、さっぱり見当
がつきませんから、それじゃ一つ、財
政投資と申しますか、所得増進計
画に基づいて、公共投資がどのくらい
規模になったら大体いかに、この問
題について一つ御答弁願ひたいと思
ひます。

第五部 大蔵委員会会議録第二十八号

昭和三十六年五月三十日 【参議院】

話は非常に前後して悪いわけですが、来年大阪はどうか、何カ年に大体償還していく方針なのですか。

○政府委員(西原直康君) お話のように、いろいろこういふ公営企業的なものとか、いろいろな港湾の整備とか、なにかにつぎまして、相当長期にわたる事業でございます。所得増進計画その他から見ても、ある程度の計画的なものを持たなければならぬといふふうには考えているわけでございます。そういふよりいろいろな点から、三十六年度の財政投融資計画を見ました場合に、特に下水だとか、水道だとか、いろいろなことを考えます場合に、ある程度これで、そういう人口の増とか、あるいは一応考えられている下水の整備とか、水道の整備とか、そういうようなものができるかどうかというふうなことも、いろいろ研究し、またそういうことを一つの判断の基準にもしたわけでございます。しかし、やはり他面、それぞれの年度の計画になりますと、どの程度資金が一体調達できるのかどうか、全体の郵便貯金その他の資金は一体どの程度財政計画の中に入れられるかどうかという点から、全体をやはり判断しなければならぬと思つて、これは各年度のいろいろな情勢によつて、やはり変わつてくることになりまして、それからまた、今のお話のように、外債とか、なにかで外貨をその資金調達の中に入れて、ということもやはり考えられることとでございますけれども、これも外国の市場において一体どの程度引き受けられるかどうかというところがはつきりいたしませんと、ただ計画だけいたしました、それが実行できないとい

うことになつても、まことに相済まぬというふうな感じもいたします。そういうような点から、ある程度全体の事業として、こういふことをやらなければならぬといふことになりまして、それれぞれを各年度どういふふうに行はしていかうか、またいかうか、どういふことにいたしますと、やはり各年度の資金が一体どういふふうにならしてまかなえるかどうかというところを考へなければならぬ。両方考え合わせまして、大体の財政投融資計画と申しますか、そういうものを今まで組んで参ります、といひますか、計画を一つ作つて参つておられます。

そういふようなことから、三十七年度は一体どういふことになるかということになりますと、やはり三十七年度の資金が一体どの程度調達できるかというところは、まだちよつと予測はなかなかつかないと思つて、やはりこれは大体の三十六年度の実績が出、経済情勢というふうなことも大体わかつて参りました、そうしてこの秋くらいから三十七年度の資金調達が一体どうなるかということに具体的に研究いたしまして、そして見ていくということに、ならざるを得ないといふふうに思つておられます。

○成瀬幡治君 もう一つの方の問題で、これはなるほど九十億なんです、三十七年度あるいは三十八年度は、どういふふうになるか。この三百六十億の中身をちよつと……。

○政府委員(西原直康君) この大阪港及び堺港のこの事業に関する起債の計画は、三十六年度は九十億でございますが、三十七年、八年が大体それと同じ額くらいそれぞれ必要かといふふう

考へておられます。三十九年、四十年になりまして、約半分ずつくらいは事業に減るかといふふうには、今後の具体的な建設とか、なにかの進み方によると思つて、また今度の起債が、まういふかどうか、そういうふうなことに、よつての問題かと思つておられます。

○成瀬幡治君 これは何年償還にしていくわけですか。これは発行手続などはある程度話ができていると思つておられます。

○政府委員(西原直康君) 償還年限がどういふふうになるか、これは、具体的に発行しますときのあれによつて、きまるわけでございますけれども、私どもの希望としては、大体十五年くらいといふふうなことを考へておられるわけでございます。

○成瀬幡治君 最後に、地方自治体が起債を起すときには、地方自治体が連帯してこれをやると思つて、今度政府だけが保証するわけですが、政府がこういふものに対して何か担保をとるとか、そんなこともないだろうと思つて、ただ政府が保証する、国会の議決を経て保証すると、これで片づくわけですか。

○政府委員(西原直康君) 地方公共団体の、この大阪府が発行いたします本件につきましても、政府が保証いたしまして、担保とか何か特にとるようなことは、ただ保証するといふだけでございます。

○梶原茂嘉君 関連。政府が保証するのではありませんから、少なくともその債務の基本的な条件ですね、発行条件——金利がどうであるとか、償還の年限がどうであるとか、そういう基

本的なことがきまつておらないと、ちよつと保証の仕方がないじゃないか。現実問題として、それが程度の変化が起るといふことは、これは考へますけれども、一体金利が幾らになるかきまらない、償還の年限はわからないといふことじゃ、率直にいつて、保証の仕方がないような私は気がするのですが、事は外債に関するといふこととありますから、従来の慣例その他からいつて、そういうものなのでありますか、どうなんですか、その点をちよつとお伺ひいたしたい。

○政府委員(西原直康君) お話の点、非常にごもつともな点でございます。具体的に政府が元利を保証いたします場合には、もちろん、金利が幾らになる、それから償還年限がどういふふうになる、それから金額はどうか、というところがはつきりいたしまして、そうして具体的に保証をしてほし保証するといふことになります。この法律といたしましては、そういう具体的な場合に、どういふふうな権利を一つお与えたいかといふこととでございますが、それにつきましては、やはり大体、まあとせば、この件につきましては、三十六年度として九十億くらいの起債ができるだろう、これは一つの問題でございます。それから年限にいたしまして、ただいま申し上げましたような程度のことと、大体発行条件がきまる。問題は、一体金利がどうなるかといふこと、これは全体の金融情勢といふことから見まして、具体的にそのときじゃないと判断がはつきりいたしません、まあこの程度ならばいいのじゃないかといふ一応の客観的と申しますか、そういう情勢になるわけでございます。そういうふうなことで、そういう程度まで具体化して参りましたので、この法案についての御審議をお願いした、こういう次第でございます。

○木村龍八郎君 今、梶原さんの御質問したことに関連するのですが、これはドイツで起債するといふことが前提になつておられます。そうしますと、御承知のように、マルクについてはまた再切り上げがあるかもしれないといふこともあります。また、その金利がどうなるかといふことも問題ですね。ですから、その条件がはつきりしない保証するといふことについて、どうもわれわれ納得できたいわけですね。それから、これは予算総則に書かれてないわけですね。それで、こういうふうな予算総則に書いてなくて、それで法律によつて政府保証する場合、これまでやつた例があるのか、それで今後またそういう措置をとるのかどうか、その点……。

ように、これは具体的な発行の際のド
イツにおける金融市場から判断しなけ
ればならない。それがどう動くかとい
うことが問題でございませぬ。先ほど
ちよつと申し上げましたが、ドイツに
おける、ドイツのいろいろな事業債で
あります。この既発ものの平均利
回りがあるわけでございますが、これ
は月によりまして相当に動くわけで
ございませぬ。五九年の一月はたとえ五
分八厘ぐらいでございまして、それが
五分七厘あるいは五分八厘というこ
ろでずつと動いておりましたが、五九年
の十二月になりましたから六分になっ
たわけでございます。それから六〇年
の一月に六分二厘、それが六分四厘
になりましたが、六〇年の六月に六分四厘、七月
に六分六厘、八月に六分五厘、九月に
六分四厘と下がりまして、十一月に六
分二厘、ことしに入りまして六分一厘
から、六分を少し最近では割つてきて
いる、こういうような情勢でございま
す。そういうようなことから、できるだ
け私どもとして一番いい発行条件にな
りそうな時期をつかまえて発行するよ
うなことを具体的には考えたいとい
ふに考えているわけでございます。

マルクの為替相場の問題でございま
すが、これは前々から一体切り上げを
すべきであるとか何とかという話が
ヨーロッパの方でございまして、それ
がずいぶんいろいろ長い話でござい
まして、この春五割の切り上げが行な
われたわけでございます。今後これが
どうなるか、これはやはり非常な問題
でございませぬが、しかし、スイスなん
かで国際決済銀行やなんかいろいろの
関係での各重要な中央銀行の總裁など
が集まるときに、この切り上げ後の話

がございましたが、今後こういうこと
をしないというようなことを言明され
ております。そういうようなことから
私どもとしてはそういうことはな
いというふうに見ているわけございま
す。その点については先般もドイツ・
バンクのアプス頭取が見えましてと
きにも、頭取自身がそういうようなこと
は今後行なわれないという言葉を言
れております。そういうような点で、
そういうものはないというふうな信
じるわけでございますが、しかし、今お
話しのように、そういう点は十分注意
しなければならぬ点でございませぬ
と、今後の発行につきましても私ども
りたいというふうな考えておるわけ
でございます。

○木村鶴八郎君 さまかい技術的な点
は質問いたしません、私はこの法律
案で一番問題になる点は、大阪港と堺
港の港整備について、特にこうい
う法律を設けて、外債で資金をまかな
う場合、これを今成瀬委員も質問され
ましたが、全体の計画の中でどうい
う位置を占めるのか、今後次々とどう
いう計画が現われてきた場合、その適
否をきめる基準をどこに置くのか、こ
の点が一つ非常に重要な点かと思
うのです。今後の地方開発計画をや
っていく場合に、もし大阪でこうい
う開かれれば、私は次々に必ず出て
くると思ふのです。というの、起債は
財政計画で一応押えられているわけ
ですね。ところが、これはそのワケ外
にあるという例がなければ、必ず出
てくると思ふのです。そのときに何を基

準にして許したりあるいは押えたりす
るか、この点が一つです。
それから、もう一つは、国内で資金
調達ができないのか、外債という形
でなければできないのかどうか。日本
金融情勢その他との関係があるであ
りませぬ。そういう全体として押え
まして、地域計画の全体の中で、大阪、堺
港の港開発ということはどうい
う位置を占めるか、そういうことから勘案
してやりますと、これは今後の地域
計画というのにはばらばらになつちや
うと思ふのです。それで、政治力の強い
ところ、特に割当をもらつたところは、
どんどん進む。そうすると、なるべ
く地域格差をなくすように、後進地域
について開発を急がなければならぬ
という問題があります。アンバランス
が非常に出てきちやうと思ふのです。
私は全体として地域計画を進める場合
に、国が外債を発行して、その金でこ
の財政計画に従つて配分するといふの
はわかりませぬ。ところが、特定の、大
阪なら大阪というところが計画を立て
てきて、それについて特にこうい
う調整が非常にむずかしくなりませ
ぬし、計画が均衡のとれた計画も立ち
ませぬし、開発も非常にアンバランス
になるのではないかと、もちろん、こう
いふ港の整備ということ自体が悪いこ
とではないし、いいことだと思ふので
す。しかし、資金の割当の問題が、成
瀬委員も質問されましたが、どうも私
このところ、国内の財政計画による起
債の割当と、これをワケ外にするとい
ふ問題、その点がどうも先ほどの御答
弁でははつきりしない。

○政府委員(西原直康君) 大阪港と堺
港のこの計画は、大阪府市におきま
して、阪神地域の経済発展に即応しま
して、今お話しのように、大阪港及び
堺港の整備、それから臨港用地の造
成、関連の工業用水と貨物鉄道の整備
というふうなものを、画期的に相当大
きな資金、全体で千億になるわけ
です、そういうような資金をもつて整備
するといふ計画を立て、その一部はほ
つぽつと実行されてきたわけござい
ますけれども、何分にも事業費全体が
大きな金額でございませぬので、国内
の従来といわゆる地方債のワケの中
で、なかなか事業を進捗させることが
むずかしかつたわけでございます。御承知のよ
うに、三十五年度におきましても、地
方債を市中で公募できました分は約二
百億でございます。そういうような金額
の程度でございませぬので、国内資金
もつてこれだけ大きな事業をするとい
うことはなかなかできなかった。た
また、まそりいふ計画がございませ
ぬところに、ドイツでの起債というよ
うなことは可能じゃないかというよ
うなことで話が始まりました、これが可能
であるというふうになりましたので、
大阪府市につきましても、こうい
う起債を認めるということになつたわけ
でございます。お話しのように、全体の計画
の中で一体どういふ地域での港整備
とか、あるいは工業用地の整備、ある
いは工業用水の整備、あるいは貨物鉄
道とかそういう輸送設備等の整備等
を行なうべきかというところは、全体の中
でもちろん考えなければならぬ。そ
ういふ事業としての適否から申しま
すれば、大阪府市の大阪港及び堺港の整
備計画というものは適当であるとい
ふに考えられるわけでございます。

それから、起債の、外債を一体認め
るかどうかということになりますと、
その点はやはり発行者自体が一体ど
ういふものであるかということがやはり
問題になると思ふのであります。そ
ういふ点からは、大阪府市というの
は、どういふ起債をする団体としては適
当だと考えなければならぬ。これが
ほかの都道府県の場合におきましても
どういふことになるか。事業としては適
当である、しかし発行者としてはど
ういふことになりませぬ、いろいろその
財政状態その他で検討しなければ
ならない。これは政府の関係といふこと
もございませぬけれども、同時に、外
国における発行を引き受ける方から
見ても、やはりそういう点が問題に
なるわけでございます。その両方の点か
ら具体的な問題になるのはなから
うかと思ふのであります。今後こう
いふ計画があるいは出て参るのじゃな
らうかと思ふのであります。先ほど
申し上げましたように、相手方の
ことでもありますし、その場合の具
体的に出て参りましたときのケース・
バイ・ケースというふうな考慮を
しなければならぬというふうな考
えておるわけでございます。

○木村鶴八郎君 私はおかしの
と思ふのです。たとえは基準をきめ
る場合、大阪の計画が適当であるとい
う。たとえは北海道で釧路の港で今
度建設する、そういう場合に、適当
でないといえるかどうかです。何を基
準にして……所得倍増計画からい
えば、後進地域を開発してアン・バ
ランスをなくすということが一つの方
針でございませぬ。そういう
おこなわれている地域の港について、こ

れを外債によって、国内では資金の割当がないから、外債によってこれを調達したいといったら、それを断る理由があるでしょうか。大阪だから、それは資本にとって有利だから、もうかるからということ、いわゆる採算ベースばかり考えて、住民の利益ということから考えたら、基準のつけようが簡単につかないと思うのです。ですから、いわゆる基準として適当であるかどうかということは、大阪の港灣を開発することは、大資本にとって有利であるということ、大資本から考えていることは、資本の効率から考えているのです。資本の効率というものを考えて、これを判断の基準とするかということになる、われわれとしてはそれだけではいけないのじゃないかと思うのです。やっぱり住民の利益を考えたら、資本の効率がかりに悪くても、その点は計画の中へ入れなければいけないのじゃないか。それでなければ地域格差が縮まらぬ。

それから、外債を発行する場合の支払い能力の問題ですね、大阪府、市については交付団体でない、だから財政力はある。ところが、貧困府県ではそういう財政力がないから、そうした償還能力とか元利支払い等不十分だという点があるかもしれない。しかし、それは今度国の立場で考えます場合に、国がそういう措置を講じてやるべきだと思ふのです。それは、もしそういう貧困府県、市町村、財政力のないという場合には、やはり国がそれを外債を発行して資金手当をしてやるということも正しいのじゃないかと思うのです。特に大阪だけを取り上げ

て、資金計画の別ワクでやるということについては、どうもそこにわれわれは割り切れない点がある。全体のワク内で、外債というものはワク内に入れて今後考えなければいけないのじゃないでしょうか。ワク外、ワク外といいますが、国内でなかなか資金調達ができない、計画が大きいし、この言われたが、これにも私は問題がある。たとえば財政投融資の原資、預貯金の伸び等から考えて、あまり大きい計画について原資が足りないという問題もあると思うのです。しかし、それにしても、最近の財政のあり方にもう一つの問題があると思うのです。金融について。たとえば三十五年度の自然増収はやはり千億も引き揚げ超過でしょう。そういう問題もある。これは金融を圧迫しますし、やはり資金の蓄積を阻害していると思うのです。それから三十六年度でも、さつき委員長等ともちょっと雑談、話したのですが、かなりの自然増収があるとなると、それがまた資金蓄積を阻害すると思うのです。そういうやり方にも問題があるのであって、全部なかなか貯の原資の伸びその他でまかなうことは困難であるかもしれないけれども、やはり今の財政と金融の政策のやり方いかんによつては、もつと原資はあり得るのじゃないかということも考えられるのです。どうも私は、外債ならワク外でいい、こういうことになると、全体の地域開発なり、それから資金計画が狂ってしまった、非常に不均衡になるのじゃないかということとを心配するわけなんです。繰り返して同じような質問をしているのです

けれども、その点やはりどうしても割り切れないのです。○政府委員(西原直憲君) いろいろお話を点、私どもとしても研究すべきことは非常に多々、多いと存じますが、外債の場合に政府が保証いたしますとしても、やはり引き受ける者とか相手方から見れば、どういふものが発行者であるか、発行者がやはり支払い能力があるか、発行者が、一番の問題じゃないでしょうか。政府があるのだから政府保証が……。政府が保証するということと、向こうとしても参りません。これは最後のために保証を要求するということがある。発行者が支払い能力があるか、発行者が、やはり問題になる。そういうような点で、その事業としては、いろいろな計画から見ても、またほかの観点から見て、適当だということもたくさんあると思ひますし、またその事業を興すために非常に資金を要するということも、いろいろの場合にあると思うのでありますけれども、それを外債により得るかどうかということになりますと、相手方のやはり判断というものが非常に大きな力と申しますか、考慮すべき点になると思うのであります。そういうような点で、なかなかむずかしい問題だと思ひます。

外債がよりやく地方公共団体として、戦後初めて大阪府市の場合に今度行なわれるかというような段階になつたわけでございますが、今後もしこういうようなものがかかりに容易にできるということになりますれば、今のお話のように、やはり地方債の全体の計画の中に組んでもいいという段階にあるいはなつてくるのじゃないかと思ふのであります。ただ、今度初めてのことではありますし、これからあとどういふふうになるか、どういふようなものか、容易になるのかわからないのか、まだわからない段階でございます。今、地方債計画の中にすぐ組んでいかどうかということについては、今後の成果に待つ方がいいのじゃないかと、どういふふうに思つておられるわけでありませう。

○木村種八郎君 自治省の方は、どういふふうにご意見を御判断になつていただきますか。こういう計画のワク外に、財政計画のワク外の問題ですね。さつき成瀬委員も御質問ありましたが、次々こういう例が開かれば、方々で要請があると思うのです。財政計画を立てる上からいって、どうなんでしょうか。

それから、他の地域、たとえばさつきの北海道みたいなおくれたところで、港灣とか何かそういうものの整備のためのそういう計画を出してきたとき、これをまたそこで外債ならいいだろう、こういうわけにいきますかどうかですか。

○説明員(佐々木喜久治君) 自治省といたしましては、地方公共団体の財政需要、特に今問題になっておられますのは、公営企業並びに準公営企業関係の資金の問題でございますけれども、財政需要があります場合には、その資金が地方団体の期待する通り充足されるということがきかれて望ましいというふうにご意見を申し上げておられます。従いまして、外債によりましてその資金が調達できるというふうなことにあります場合には、私どもとしましては、できる限りそういう線で協力して参りたい、かように考えるわけでございます。

ただ、外債を募集するということがなりましたら、ただいま理財局長も申されましたように、相手方の方でその募集に応ずるかどうかというふうな問題がございまして、実は戦後も相当地方団体の方でも、資金募集の困難性から、外債というふうな問題も希望はあつたわけでございますけれども、初めて今回のようなことができたわけでございます。そういうことでございまして、さつきには考えてはおられないのでございませうが、これが契機になつて、外債募集を希望しております。団体は募集ができませんようになりまして、非常に私どもとしては喜ばしいことであるというふうにご意見を申し上げておられます。

ただ、そういう場合に、たとえば今お話のありました釧路であるとか、そういうふうな後進性の強い地域において、はたして外債の募集が可能であるかどうかということになりますと、私どもとしましては、さつきに疑問に思ふわけではあります。ただ、そういう場合には、私どもとしましては、外債募集によりまして地方債計画上手がすぐいける部分の資金を、できるだけそういう地域に回して配分するということもな措置によりまして、その資金の面で地域的な格差が生じないような措置をとつて参りたい、かように考えるわけでございます。それで、大阪府市の整備計画にいたしましては、現在考えておられます部分は、おそらく昭和三十七年あるいは八八年以降におきましては地方債計画は相当手をすかすことができるのではないかという感じがするので

ありますが、そういう資金はできる限り
ありすが、そういう資金はできる限り
ありすが、そういう資金はできる限り

○木村禮八郎君 しかし、それは実際
問題としてそりなりますかね。大阪の
場合、全部外債でやるわけじゃなく

て、やはり国内の資金でもまかなうと
いうことになるわけですから、手がす
くからすいた分を後進地域の開発の方

に振り向けるというふうには、それは
観念上はそういうふうには考えても、実
際問題として、たとえば東京都で大き

な計画を立てて、それで一部を外債に
仰ぎ、一部を国内で資金調達するとい
う場合、私はそりならないのじゃない

かと思ひます。ですから、その点
は、後進地域の開発等について、これ
は外債では発行できないでしょう

から、もし今御説明の通りだったら、そ
れは非常にいいと思ひます。手がす
いたのをすいただけ後進地域の開発の

方に回すというけれども、実際にそり
おやりになるでしょうか、実際問題
として、逆に、大きな計画を立てて、そ

の一部分を外債によってまかなう、そ
他の部分は国内で資金調達するとい
うことになる、かえって逆に私は後進

地域の方の資金調達を妨げるのじゃな
いか。逆ですよ。そういう点を私は考
えなざるなと思ひます。

○説明員(佐々木喜久治君) 大阪港、
堺港の整備計画の千四百億のうち
で、別途計画になっております約三百

六十億の事業費は、ほぼ大部分のも
のが本年から来年にかけて完成す
る部分でございます。それで、こうい

う資金は現在の地方債計画ははこの計

画内の資金で調達するということにし
ておりますけれども、こういう資金が
この場合には来年度以降だんだん手がす
いていくことになるわけでありませう。

○政府委員(西原直康君) こうい
う部分で後進地域に回す
上は、そういう部分で後進地域に回す
ということができると思ひます。

それから、七百七十億のうちで三百
六十億の資金を外債で募集するとい
うことになっておりますが、これは外

債だけで七百七十億の事業ができる
という内容のものでございまして、その
差額の約四百億というものは、工場用

地の造成に伴いまして、土地の買却取
入等でその財源の調達ができるもので
ございませう。それで、約三百六十億

の資金があれば、七百七十億の事業が
ございませう。現在の大阪港及び堺港の港
湾関係の経費は、今後約五年間はこれ

でまかなおうということになるわけ
でございますから、本来地方債計画上当
然将来手測しなければならなかつたも

のが、それだけ手がすいてくるという
ことになる、私どもはかように考へて
おるわけでございます。

○木村禮八郎君 もうこれで終わら
ますが、この特例措置はですね、今度初
めてなんですか。政府の財政援助の制

限に関する法律のこの特例措置は、こ
れが初めてですか。「第三条の規定に
かわらず」というやつ、今回が初めて

ですか。
○政府委員(西原直康君) こうい
う政府の特例措置は、愛知用水公団ある
いは道路公団、そういうのにございま

す。
○木村禮八郎君 さつき、予算総則に

規定しないで法律によってこうい
うことをやるのができると。その点に
ついて、さつき愛知公団の例がある
と言われましたが、第三条の規定です。

○政府委員(西原直康君) ただいま
御質問の、法人に対する政府の財政援助
の制限に関する法律の第三条は、「政

府又は地方公共団体は、会社その他の
法人の債務については、保証契約をす
ることができない。」という規定で

ございまして、この本文の方の例外規定
といたしましては、いろいろな公団の
元利保証とか、この規定に今まで例外

があるわけでございます。
○木村禮八郎君 地方公共団体に
対してはこれが初めてです。

○政府委員(西原直康君) 地方公共
団体に對しましてはこれが初めてです。
○木村禮八郎君 極めてですね、いや、

それだけにですね、非常に重要視す
るべきけれども、今後でもですね、さ
つきこれは成瀬委員も質問しておつた

が、今後やはりこういうような特例
措置をとる考へでおられるのかどう
かです。

○政府委員(西原直康君) それは、先
ほどのいろいろなお話で、具体的
な案件について個々に検討されるべき

ことだと思ひますが、お話のように、
これが前例になり得ることもあり得
ると存じます。

○木村禮八郎君 その前例になること
もあり得ると。何だか非常にあいまい
なんです。これは次から次に

くることは必至だと思ひますよ。です
から、何か非常にあいまいな御答弁で
すから、私はどうも満足できないので
すが、まあはっきりしたお答え得られ
ないようですから、成瀬委員も御質問
しましたから、私もこの程度にとどめ
ておきます。

○委員(大竹平八郎君) 委員長より
理財局長に、成瀬、木村両君の質問に
関連いたしまして、お尋ねいたしまし

た通り、こういうことが今後各地方に
おいて起こり得るといふことにつ
いて、いろいろ御答弁がございまして

が、主として、聞いておりました、何
か政府内部のようになつたことのみ
聞かせるのでありますが、今回の私ど

も聞いておりますこの問題につきま
しては、いろいろ理由があると思ひま
すが、ことにドイツ側が最近非常に外

貨が激増しているといふこと、客観
的情勢によつてどうしても後進地域に
投資をしなければならぬ、そういうよ

うな事情から考へると、日本側に投資
するといふことは一番安全だ、こうい
うように聞いておられるのでありますが、

そういう点において、しかもドイツの
考へ方とするならば、大阪とかある
いは名古屋とかいうことに限定しての考

えでなくて、日本国の保証といふこと
を前提としてやつておられるのです
から、両委員がお尋ねするようになつて

起る、あるいは国自身が保証するなら
ば、案外スムーズにいふのじゃない
か、こう考へておられるのですが、交渉

の過程におきまして、そういう点につ
いて政府側はどうお感じになられて
いるかどうか、その点を一つ聞きたい。

○政府委員(西原直康君) ドイツの方

といたしまして、最近非常に外貨がた
まつて参りました。そういうような事
情から、低開発国への援助をしなけれ
ばならない、また戦後初めてだと思
ひますが、ドイツといたしまして、日
本に對しても投資をしよう、こういう
気運になりましたのは、委員長のお話
の通りであります。そういう場合に、

問題は、ちよつとそういうようなこと
がございまして、大阪府市の相
当大きな計画もあり、それがちよつ

と、何と申しますか、うまくマツ
たようなことになっておられますが、大
阪府市以外のものでも政府保証があれ

ばいいのじゃないかといふこと
につきまして、やはりまあ結局、大阪
府市の外債でございませう、これを引

き受けるのがドイツにおけるいろいろ
保険会社あるいは年金基金、一般の大
衆とかでございまして、発行者がだれ

であるかが問題になります。もちろ
ん、お話のように、政府が元利保証を
している点が非常に大きなウエイトを

占める点だと思ひますけれども、発行
者が相当ちゃんとした名の通つたもの
であるといふようなことが、一番最初

としては問題になるのじゃないか
か。この発行が具体的にどういふ成
果をあげますか、その成果いかんによ

つて、今のお話の点とかなんかも今後
いろいろ検討されていくことになるの
じゃないかと思ひますが、今まで

先方との折衝の過程におきましては、
やはりまあ大阪府市のこの計画自体
だけを取り上げて論議しております

で、ほかの場合がどうかといふよう
なことについては、今のお話のことは
起つてはいなかつた、そういう事情

でございます。

でございます。なおまた、全国的な問題につきましましては、大蔵省の方から御答弁があると思ひます。

○説明員(宮崎仁君) 御承知のように、所得増進計画におきまして、今後十年間の工業用地の需要というふうなことで、一応全体としての計画のめどはできております。大体一億坪ちょっとこえる程度の用地造成が必要であるということになっております。ただ、これを地域別に具体的に下ろす段階になりますと、いろいろ問題もございまして、御承知のように、現在経済企画庁においてそういった地域的な配分問題を検討いたしておる、こういう段階でございます。ただいま議題になっております大阪の埋め立ての問題につきましても、そういったものの一環として考えられておる、こういうふうなことは承知いたしております。

○須藤五郎君 これは通産省の資料なんです。大阪南港および堺港の工業用地造成について、「一、大阪南港商港一区、二区、三区二百三十三万四千坪が計画され、一区、二区はアラビア石油の立地が決定している。三区については今後機械、造船、窯業等の企業を市では誘致したいと考えている。二、大阪府が堺二、三、四、五、六、七区四百六十一万坪の埋立計画を考へ、二区は八幡製鉄、三区はセントラル硝子ほか五社、四区は大和ハウスほか八社に売却決定し、五、六、七区について現在住友グループ、三井グループ、関西経済連合グループによって電力、石油、石油化学等のコンビナート工業地帯造成のため払下げ競願になっている。」という資料が、きょう私の手元に届いているわけですが、この

埋め立てたものの対象になっているのは日本の独占資本と言われる大きな会社だけであります。この大体埋め立て費用で、総坪数はどれだけか、それでそれに対する費用は一体どれくらいになっておるか、坪当たりどのくらいについておるかという点、それからこれをこのような大きな会社に払い下げる場合、大体どのくらいの費用で、坪当たりどのくらいで払い下げることになっておるか、それからもう一つ……まあそれだけ聞きましよう。

○説明員(宮崎仁君) 通産省の担当の方の方が今おられますので、私かわって申し上げます。実は専門家でございませぬので、若干その突っ込み不足のことがあるかもしれませんが、大阪港の工業用地造成の事業は、ここに出ているように全体計画千四百億に對応します面積は、これは平米で聞いておきますので、恐縮でございまして、五百九十八万三千平米ということになっております。そのうち、いわゆる借財対象事業になりますのが三百六十八万三千平米、これに必要な事業費としましては百三十二億八千七百万というところでございまして、平米当たりについていまして大体四千円程度である、こういうふうな考えです。で、坪当たりいたしますときには、これに三・三倍をさせていただきます。堺港の工業用地造成にございまして、全体計画が千二百八十八万六千平米でございまして、借財対象になりますのが九百二十三万七千平米、これに必要な事業費が三百一億というところになっております。で、現在までできました埋め立て

用地につきましては、一部ですにもう会社がございまして売却している分があるようにあります。大体聞いておきますところでは一万円前後であるというふうな聞いております。今回の計画の分も堺の分の方が若干高いようでありまして、大方その見当ではなからうかと考えております。

○須藤五郎君 そりすると、埋め立ての一万円前後で売るといへば、これは大企業に對して府市がそれだけ費用負担するということになる。その費用負担がやっぱり府市民の方にかかってくるということになるんじゃないですか。

○説明員(宮崎仁君) 若干説明不十分で申しわけございませんでしたが、従来作っておりました分につきましまして、これを売りますときには、もちろんそれはコストで、それに適正な金利その他も見まして売っておるわけでございまして、この事業といたしまして企業が損をするという事はないわけでございます。今後の計画の分につきましても、ただいまの数字があるいは若干不正確な点を申し上げたかもしれません。計画上も大体一万円程度になります。計画上も大体一万円程度になります。今の数字申し上げましたものを割っていただきますと、大体その辺の見当になるのであります。

○須藤五郎君 あなた先ほど何か四千万と言ったでしょう、坪じゃないけれども、それを坪にすれば、それに三・三かけると言ったでしょうが、四千万に三・三かけたら一万三千円になるじゃないですか。

○説明員(宮崎仁君) ちょっと暗算をやりまして、間違ひまして申しわけございません。三百六十八万三千平米、それに対して事業費が百三十二億でございまして、平米当たり三千円でございまして、

○須藤五郎君 堺などで一番問題になったのは工業用地の問題なんです。たゞさんの工場が来て、市の理事者は大へん堺が潤う、こういうふうな言っておるようですが、堺市民はそう考えていないわけですね。というの、八幡製鉄が来るというので、今堺が埋め立てをやってるわけですが、製鉄ができれば労働者がたくさん雇ってもらって堺の市民が喜ぶだろう。ところが、案に相違して、八幡製鉄は本社の方から労働者をつれてくるらしいので、そうしてこのごろはオートメーションが発達しているから、労働者も数多く要らない、本社からつれてくるので、そういう点においても堺は何も別に潤わない。ただ煙をかぶるだけで、堺市民は何ら利益ないという事もあるわけですね。堺で一番問題になるのは、今でも工業用水がたぐさん使われるというので、水道の問題があるわけですが、今度そういうふうなたぐさんの工場がきたら、ますます水困難が来て、市民の飲み水に事を欠くような状態にならないだろうか、こういう不安がある。そこで、堺市の方でも、必ず工業用水を確保しますからという事で工業誘致をやってるようにならねんのですが、それには相当の費用が要ると思うのです。

それで、ちょっと尋ねたいのです。工業用水を確保するために要する費用というのは、どのくらい見えていらっしゃるのでしょうか。

○説明員(藤岡大信君) お答えいたします。堺港のこのたびの工業用水道の必要量は約四十万トンとされております。ただいま説明のございました七百七十億の中に百二十億を工業用水道の計画に予定をいたしております。

○委員長(大竹平八郎君) ちょっとお尋ねしますが、四十万トンというのは、一日の使用量ですか。

○説明員(藤岡大信君) 一日の使用量でございまして、一日平均四十万トンということでございます。

○須藤五郎君 その工業用水を確保する方法をあなたたち持っていてらっしゃるだろうと思ひますが、具体的に説明して下さい。

○説明員(藤岡大信君) 淀川から引きまして、布施市のところを通りまして堺港に持っていくという計画になっておるのでございまして。

○須藤五郎君 そのたぐさんの金をかけた工業用水を、大体工業用水はトン当たりどのくらいの価格に決めるのか。そうして、それを工場に対してどのくらいの価格で売るとか、承りたいと思ひます。

○説明員(藤岡大信君) これは一トン当たり予定の料金は五円五十銭になっておるようでございます。

○須藤五郎君 いや、いや、それではちょっと答弁が半分しかされてないと思ひますが、この工業用水を確保するのに要する費用をトン当たり割つたらどのくらいに決めるのか。一トンの水を確保するのにどのだけの費用がかかるのか、そのかかった費用を、その金のかかった水をトン当たり五円幾らで売るといふことなのか。そこを聞きたいのです、両方を。

○説明員(藤岡大信君) 地元の計画によりますれば、一トン当たり五円五十銭で売る計画になってございます。もちろん、これにはかかった費用全部をこれにかけるわけではございませんで、一部は国庫補助金その他を考へておるようございます。国庫補助金につきましては、来年度のことになりまますので、来年度の予算要求をしてそれを確保されるという計画は地元が持つておるものございまして、われわれは来年度の予算のときにその点は話し合いたいというふうに考へております。

○須藤五郎君 どうも、話聞いていますと、私が最初疑問を持つていた点が釈然としないわけですが、どうも金をかけて理め立てた土地を、それを原価を割るような価格で大資本に売り払う。それから、うんと金のかかる工業用水もこれを五円五十銭という、一般市民が使う水よりもずっと低い価格でこれを大資本に売る。要するに、今度のこれは、目的は大資本に対する奉仕と、そういうふうに私たちが考へられるわけでは。

そこで、もう一つ尋ねたいのですが、今度の西ドイツからの外債が、まだ金利もきまつていないし償還年限もきまつていないというふうなあやふやな条件なんです、これが思うようにまとまらなかつた場合、政府はその責任を持つのかどうか、その点を伺つておきたいと思ひます。

くるところになると思ひます。今のところ、まあ売却価格とか何かを一応の計算で、先ほど御説明申し上げましたようなふうな言つておられますけれども、具体的に一体どの程度の値段で売るかという点になりまますと、御指摘のように、今後の発行条件がきまらまます。そういたしますと、発行者の資金コストがはつきりいたしますから、それで具体的な事業費とかなにかを算出いたしましたので、このところとしては、やはりできたものを売つてそれで返還することになりますので、十分採算のとれる値段で売却価格をきめると、こういうことになる予定になっております。

○須藤五郎君 もう一点。これはまだ話がまとまるとも、またその外債をつつてそれが十分に満たされることも、まだきまらぬわけでしょう。きまらなかつた場合に、政府がきまらな分に対して責任を持つのかどうかということ。

○政府委員(西原直康君) この本件の計画としましては、外債が大体予定通りにできるよふにと私どもとして努力いたしております。まあそういうよふな見込みが相当ついで参りましたので、この法案を提出した次第でござい

政府といたしましては、まあ元利保証いたしませんときに、担保を特に要求いたしません。その他条件はつけないこととしておられます。

○委員長(大竹平八郎君) 速記をやめて。

午後零時二十五分速記中止

午後零時五十分速記開始

○委員長(大竹平八郎君) 速記を起こして。

他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

それは、何にも条件はつけないわけですか。もちろん、さつき担保は取らないとおっしゃいましたが、そのほかに大阪府市に対して政府として何か条件をつけていらつしやるのかどうかということ。この点を伺つて、私の質問を終わります。

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でござい

ます。よつて、本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましまして、先例により、これを委員長に御一

任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

昭和三十六年六月五日印刷

昭和三十六年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局